

受注者各位

(支出負担行為担当者)

技能労働者への適切な賃金水準の確保について（要請）

国土交通省では、工事の積算に用いるための「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」を令和6年2月16日に決定し、道においても、この労務単価を積算に用いる単価として国と同日付で決定しましたが、本年度当初と比べ約5.1%の上昇となりました。

今回の改正では、本年4月から労働基準法（昭和22年法律第49号）の時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることも踏まえ、必要な費用を反映されたものとなっております。

受注者の皆様におかれましては、こうした事情を踏まえ、技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等について、次のとおり対応を図られますよう、よろしく願いいたします。

なお、工事の一部を下請負に付す場合には、下請負人に対しても趣旨の徹底を図るようお願いいたします。

1 技能労働者への適切な水準の賃金の支払について

品確法の基本理念にのっとり、技能労働者の確保・育成のため、元請業者においては、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結をさらに徹底するとともに、下請業者に対し、再下請契約についても同様に技能労働者への適切な水準の賃金を支払うことを要請するなど、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めてください。

2 法定福利費等の適切な支払と社会保険への加入徹底について

公共工事設計労務単価には、技能労働者が社会保険へ加入するために必要な保険料の本人負担分が勘案されているほか、北海道水産林務部所管の工事においては、法定福利費や法定外の労災保険の保険料についても適切に予定価格に反映されるよう措置しております。

元請業者においては、発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示すること等により適切に対応するとともに、受注時における適正な労務費（社会保険料の本人負担分を含む賃金）や法定福利費、法定外の労災保険の保険料等の確保に努めてください。

また、下請業者に対して、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促してください。その上で、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結するとともに、下請契約の締結にあたっては、社会保険料等の本人負担分についても適切に請負金額に反映して下さい。

(〇〇(総合)振興局(産業振興部・森林室)〇〇課)